(7) Time-limit for Tender: 12:00 PM, 4 June, 2026.
(8) Contact point for the notice: Accounting Division, Digital Agency, 1—3 Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102—0094 Japan TEL 070—7416—9924

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年４月15日
支出負担行為担当官
　総務省大臣官房会計課企画官　東　　政幸
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1) 品目分類番号　73
(2) 購入等件名及び数量
　「Ｐ２Ｐファイル共有ソフトを用いたファイル交換行為による著作権侵害の危険性」の注意喚起に関する周知広報業務の請負　一式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4) 納入期限　入札説明書による。
(5) 納入場所　入札説明書による。
(6) 開札の日時及び場所　令和８年５月26日午後２時　総務省大臣官房会計課入札室
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
(3) 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
3　入札者に求められる義務等
　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている提案書等を令和８年５月11日から５月18日午後５時までに「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記６に示す場所に期限までに提出しなければならない。提出された提案書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した提案書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　電子調達システムの利用
　本件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を使用するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記６に示す場所に令和８年５月18日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
5　入札書の提出
　入札書は、「電子調達システム」により令和８年５月18日午後５時までに提出すること。ただし、上記４により紙による応札（持参又は郵送）の場合には、入札書は封筒に入れ封かんし、その表面に入札者氏名、入札件名及び開札日を記入の上、令和８年５月18日午後５時までに下記６に示す場所に提出すること。
6　問合せ先
　〒100—8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係担当　中村　亮平　電話03—5253—5132
7　その他
(1) 入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
(3) 入札保証金及び契約保証金　免除
(4) 契約書作成の要否　要
(5) 資格審査申請書の提出　競争参加資格のない者で入札を希望する者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、上記６に示す場所に提出すること。
(6) 入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(7) 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する性能、機能等の要件のうち、必須とした項目についての基準をすべて満たしている提案をした入札者の中から入札説明書で定める総合評価落札方式をもって落札者を決定する。
(8) 詳細は入札説明書による。
8　Summary
(1) Contracting entity: Higashi Masayuki, Planning Director of the Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC)
(2) Classification of the services to be procured: 73
(3) Nature and quantity of the services to be required: Service contract for public relations and awareness-raising activities regarding the risks of copyright infringement arising from file-sharing activities using P2P file-sharing software 1 set.
(4) Fulfillment period: As shown in the tender documentation
(5) Fulfillment place: As shown in the tender documentation
(6) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 5:00 PM 18 May 2026 (tenders brought with 5:00 PM 18 May 2026 or submitted by mail: 5:00 PM 18 May 2026)
(7) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: 1. not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause 2. not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting 3. have Grade A, B or C "offer of services etc" in the Kanto・Koushin'etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by MIC (Single qualification for every ministry and agency)
(8) Contact point for the notice: Nakamura Ryohei, Accounts Division, Minister's Secretariat, MIC, 2—1—2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100—8926 Japan. TEL 03—5253—5132

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年４月15日
　支出負担行為担当官
　　法務省大臣官房会計課長　藤田　正人
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第109号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　73
(2) 購入等件名及び数量　令和８年度アイヌの人々に関する人権問題ほか５件のインターネット広告配信等業務の請負　一式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 履行期限　令和９年３月26日
(5) 履行場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所
(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。